説 明 資 料

平成１８年１２月７日

国土交通省

国土交通省の入札契約制度改革の取り組み

平成17年7月とりまとめ
平成18年8月現在

一般競争方式の拡大

○18年度より、一般競争方式を予定価格2億円以上の工事にまで拡大するとともに、2億円未満の工事についても、不良不適格業者の排除、事務量等に留意しつつ、積極的に試行。
・対象工事に係る入札には、工事成績・技術提案等の条件を付す。

○通常型指名競争入札は、災害等の緊急時を除き、原則廃止。

総合評価方式の拡充

○価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を18年度においては8割超(金額ベース)まで拡大。

○評価項目の充実と透明性の向上
・より本質的な技術競争の促進(例えば、鋼構造とコンクリート構造といった異ジャンル間の競争も可能。)
・技術評価割合を拡大し、優れた提案が活かされやすい競争の実現。

入札契約過程の監視の強化

○入札結果の事後的・統計的分析(1位不動状況・低入札状況)の実施。
○外部の有識者からなる「公正入札調査会議」を本省に設置。

ペナルティの強化

○大規模・組織的な談合であって、特に悪質性が際立っている場合における指名停止を、最長24ヵ月とすることをルール上明確化するとともに、現行の10%の違約金特約条項に上乗せして5%の違約金(合計15%)を徴収。
○再犯対象期間の3年から10年への延長等、建設業法上の監督処分の強化。

再就職・早期退職慣行の見直し

○橋梁談合事件に関与した企業については、退職後の期間を問わず、国土交通省退職者の再就職を自粛。
○指定職経験者について、退職後5年間、直轄工事受注企業への再就職を自粛。
○直轄工事受注実績のある企業においては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、新たに営業担当部署へ就任させることのないよう要請。
○本省幹部職員の勧奨延長だけでなく、地方整備局職員についても、人事管理上の支障が生じない限界まで平均勧奨退職年齢の引き上げを実施し、公務の世界で長く働くための環境の整備を図る。

受注企業におけるコンプライアンスの徹底

○重大な談合事案に関与した企業については、建設業法第41条第1項に基づき、再発防止のための法令遵守の徹底等社内体制の整備を求め、当分の間、毎年、その実施状況の報告を求める。

発注担当職員による的確な職務遂行

○各地方整備局等に局長を本部長とし、外部有識者を含めた「発注者綱紀保持委員会」を設置。

公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の設置について

（平成１７年１２月２６日関係省庁申合せ、平成１８年２月１５日一部改正）

１．公共工事の入札契約の改善その他の公共調達の適正化について、関係省庁間の緊密な連携を確保し、施策の円滑な実施を図るため、内閣に、公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

２．連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議　　長	内閣官房副長官補	
構 成 員	内閣法制局総務主幹	外務省大臣官房長
	人事院事務総局総括審議官	財務省大臣官房長
	内閣府大臣官房長	財務省主計局長
	宮内庁管理部長	文部科学省大臣官房長
	公正取引委員会事務総局官房総括審議官	厚生労働省大臣官房長
	警察庁長官官房長	農林水産省大臣官房長
	防衛庁防衛参事官	経済産業省大臣官房長
	金融庁総務企画局総括審議官	国土交通省大臣官房長
	総務省大臣官房長	国土交通省総合政策局長
	総務省自治行政局長	環境省大臣官房長
	法務省大臣官房長	
オブザーバー	公正取引委員会事務総局経済取引局長	最高裁判所事務総局経理局長
	衆議院事務局庶務部長	会計検査院事務総局次長
	参議院事務局管理部長	

３．連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。

４．連絡会議（幹事会を含む。以下同じ。）の庶務は、財務省及び国土交通省の協力を得て、内閣官房において処理する。

５．前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

公共調達の適正化に向けた取り組みについて（概要）

公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議の取りまとめ(H18.2.24)

○公共工事における入札談合事件の摘発を踏まえた談合排除の必要性
○随意契約における不透明性・非効率性についての指摘

⇒

○公共工事における入札契約の改善
○随意契約の適正化

Ⅰ．公共工事等の入札契約の改善

1．公共工事の入札契約の改善

○一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充（18年度～）

○予定価格２億円以上の工事は基本的に一般競争方式に移行
（金額ベースで対象工事の概ね3分の2をカバー）（２億円未満もできる限り導入に努める）

○総合評価方式の拡充（国交省の目標値を参考に目標値設定（平成18年度国交省80%超、農水省50%超など（いずれも金額ベース））
⇒国以外の発注者への普及

中央建設業審議会における条件整備の中間とりまとめ(H18.3.29)

○市場機能を活用した企業評価のための入札ボンド
○本格的技術力競争のための多段階審査等
○透明性・公正性確保のための第三者機関の活用

○一般競争方式等の入札契約手続きの改善

○入札情報の公表方法の透明性等の向上　⇒インターネット公表　等
○入札契約過程の監視の強化
⇒入札監視委員会の活用、公正取引委員会との連携強化　等
○ペナルティの強化　⇒入札参加の停止期間最長24ヶ月のルール化　等
○電子入札の一層の活用
○「談合情報対応マニュアル」策定を全省庁に拡大

2．公共工事以外の入札契約の改善

○適切な入札参加資格の設定や仕様書作成
○予定価格の適正な設定等

Ⅱ．随意契約の適正化

1．随意契約の緊急点検と随意契約見直し計画の作成

○公益法人等と締結された全ての随意契約（17年度）について点検
（重点点検項目）
随意契約によった理由
・「契約の性質又は競争を許さない場合」による契約
・再委託の状況

⇩

○点検結果の中間報告（17年度末時点の状況）
問題のあったもの、見直しの余地があるものについては
○18年度以降、委託等を取り止め
○一般競争入札等への移行　等

⇩

○「緊急点検結果の一覧表」及び「随意契約見直し計画」を18年6月を目途に公表
⇒公共調達適正化関係省庁連絡会議に報告、各省庁HPに掲載

2．随意契約の公表の充実等

○随意契約の公表の適切な実施
⇒財務省通知（H17.2.25）の実施状況の点検及び改善
○随意契約公表ゲートウェイの新設
⇒本省庁のHPから、全ての地方支分部局等のHPへ直接リンク
○公益法人等との随意契約理由を具体的かつ詳細に記載
○公益法人等との随意契約に係る決裁体制の強化
○公益法人等との随意契約に係る内部監査の重点実施

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）」の改正について

入札契約適正化法と適正化指針

入札契約適正化法の概要

（目的）
国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る

（入札契約適正化の基本原則の明示）
- 透明性の確保
- 公正な競争の促進
- 適正な施工の確保
- 不正行為の排除の徹底

（適正化指針の策定）
「適正化指針（各発注者が取り組むべきｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ）」の閣議決定（平成13年3月）
⇩
毎年度措置状況を調査し、措置の実施等を要請

改正の背景

適正化指針制定後の動き（主なもの）

平成15年1月	官製談合防止法の施行
平成17年4月	公共工事品質確保法の施行
平成17年7月	国土交通省入札談合再発防止対策の策定
平成17年11月	中央建設業審議会入札契約適正化に関する検討委員会報告
平成18年2月	公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議取りまとめ
平成18年3月	中央建設業審議会ＷＧ中間とりまとめ

⇩

適正化指針制定後、既に５年以上が経過し、上記の動きを踏まえ改正が必要

主な改正内容（平成１８年５月２３日閣議決定）

公正な競争の促進
- ○一般競争入札の拡大等
  - ・一般競争入札の導入に伴う問題に対応するため、入札ボンドの活用等の条件整備を図りながら、できる限り速やかに一般競争入札を拡大
  - ・指名業者名の事後公表の拡大
- ○総合評価の拡充等
  - ・公共工事品質確保法に基づき評価基準や実施要領の整備等の措置を講じつつ、できる限り速やかに総合評価を拡大
  - ・総合評価の結果の公表の徹底と、評価方法、落札者決定等について効率的に第三者の意見を反映
  - ・施工能力を簡易に評価する方式の活用
- ○競争参加資格の決定に際しての工事実績、工事成績、工事経歴書等企業情報の活用
- ○単体と経常ＪＶの同時登録を認めないとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常JVへの加点調整を行わないこと
- ○指名停止措置についての不服申出への対応を実施

透明性の確保
- ○予定価格及び最低制限価格の事前公表については、弊害が生じないよう取り扱うこととし、事後公表を推進

不正行為の排除
- ○工事費内訳書の確認、入札結果の事後的・統計的分析の活用等入札監視の強化
- ○不良・不適格業者排除のための建設業許可行政庁との連携推進
- ○指名停止措置の厳正な運用と適切な違約金特約条項の設定
- ○官製談合防止法を踏まえた官製談合の排除・防止の徹底

適正な施工の確保
- ○発注者間での工事成績評定の標準化の推進と苦情への適切な対応の推進
- ○監督・検査の強化、下請企業を含めた立入調査の実施、履行保証割合の引上げ等ダンピング対策の強化

その他
- ○発注者支援データベースの活用
- ○工事経歴書や処分履歴等の企業情報の有効活用
- ○国及び都道府県による発注者への協力・支援の推進

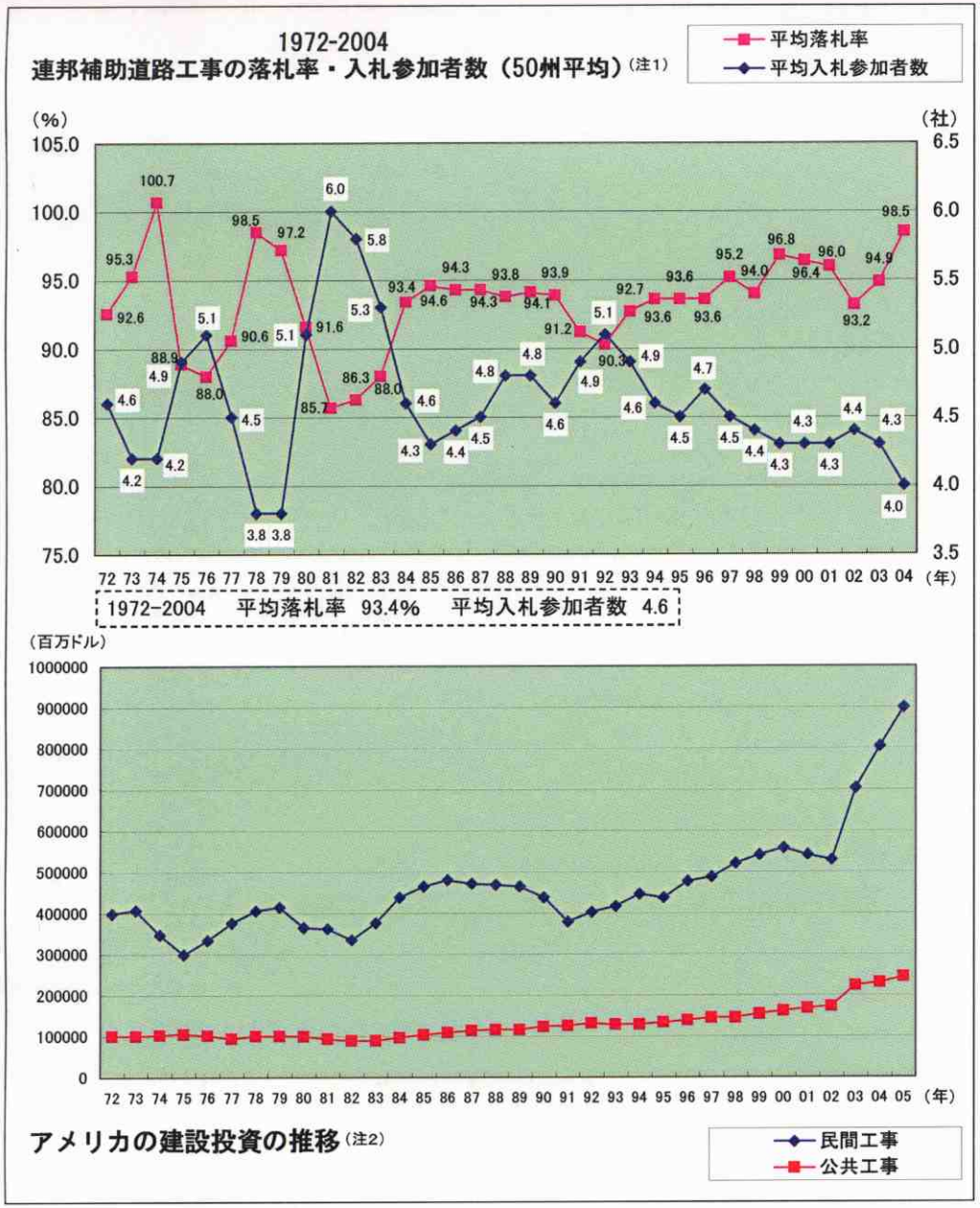

（注1） 落札率・入札参加者数の数値は、1991年以前は連邦補助2等級を除くすべての連邦補助道路工事を対象。
1991年以後は、国家道路計画(The National Highway System)に定められた連邦補助道路工事を対象。

（注2） 建設投資額の数値は、米国商務省センサス局発表の数値を使用。
センサス局は2003年8月発表データから、実質数値(1996年価格)の発表を廃止したため、2003年以降の数値は名目価格となっている。
■センサス局ホームページアドレス　http://www.census.gov/const/www/c30index.html

米国における資格審査の流れ

【根拠】
1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル（場合によっては2万5千ドル）以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証（ほとんどが入札ボンド）の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。

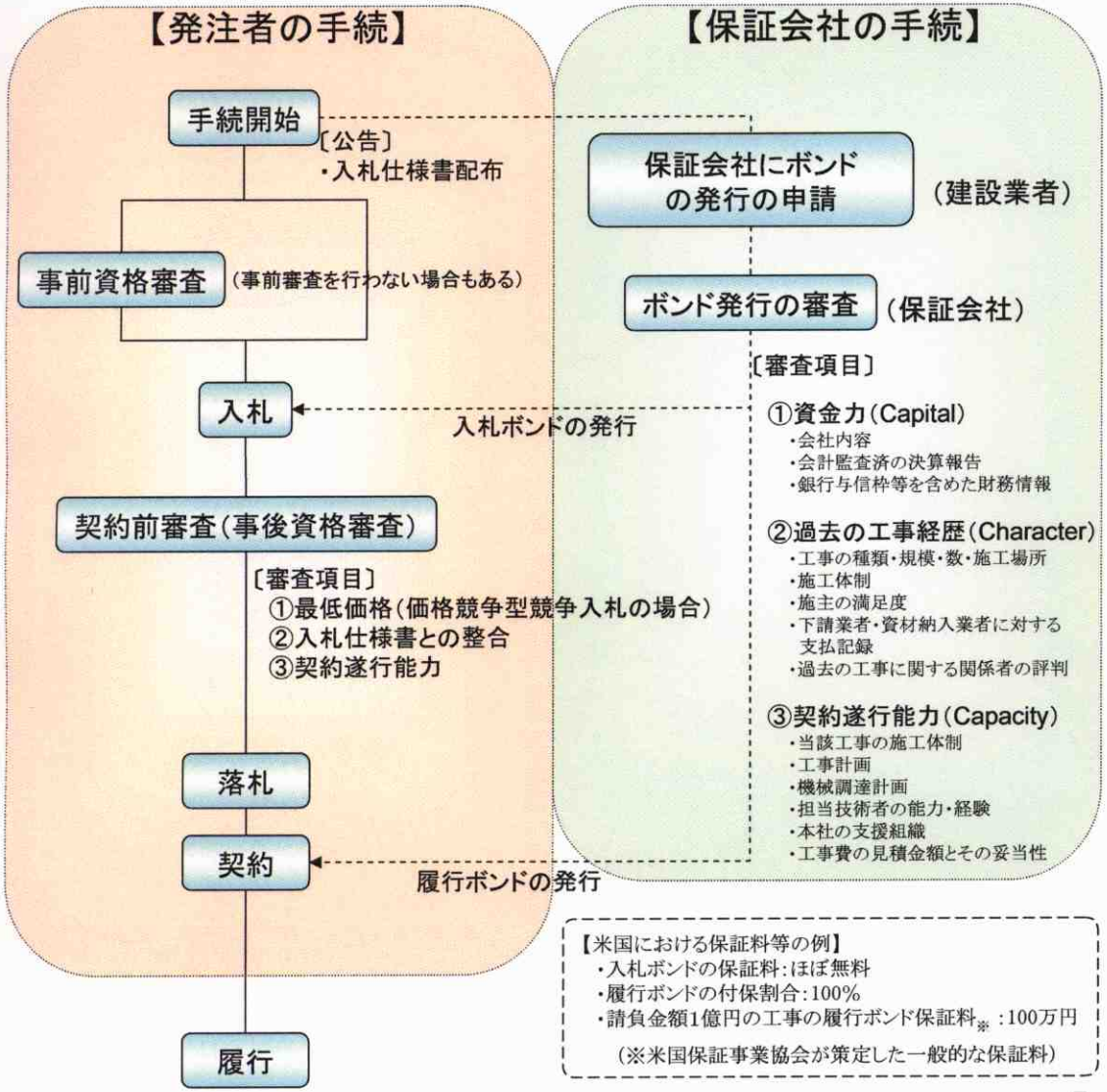

【米国における保証料等の例】
・入札ボンドの保証料：ほぼ無料
・履行ボンドの付保割合：100%
・請負金額1億円の工事の履行ボンド保証料※：100万円
（※米国保証事業協会が策定した一般的な保証料）

建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- ○ 建設投資額：18年度投資額（見通し）はピーク時（4年度）の約6割
- ○ 建設業者数：ほぼ横ばい（4年度末：約53万業者→17年度末：約54万業者）
- ○ 建設業就業者数：17年は4年から約8%減の568万人（全就業者の約1割占める）

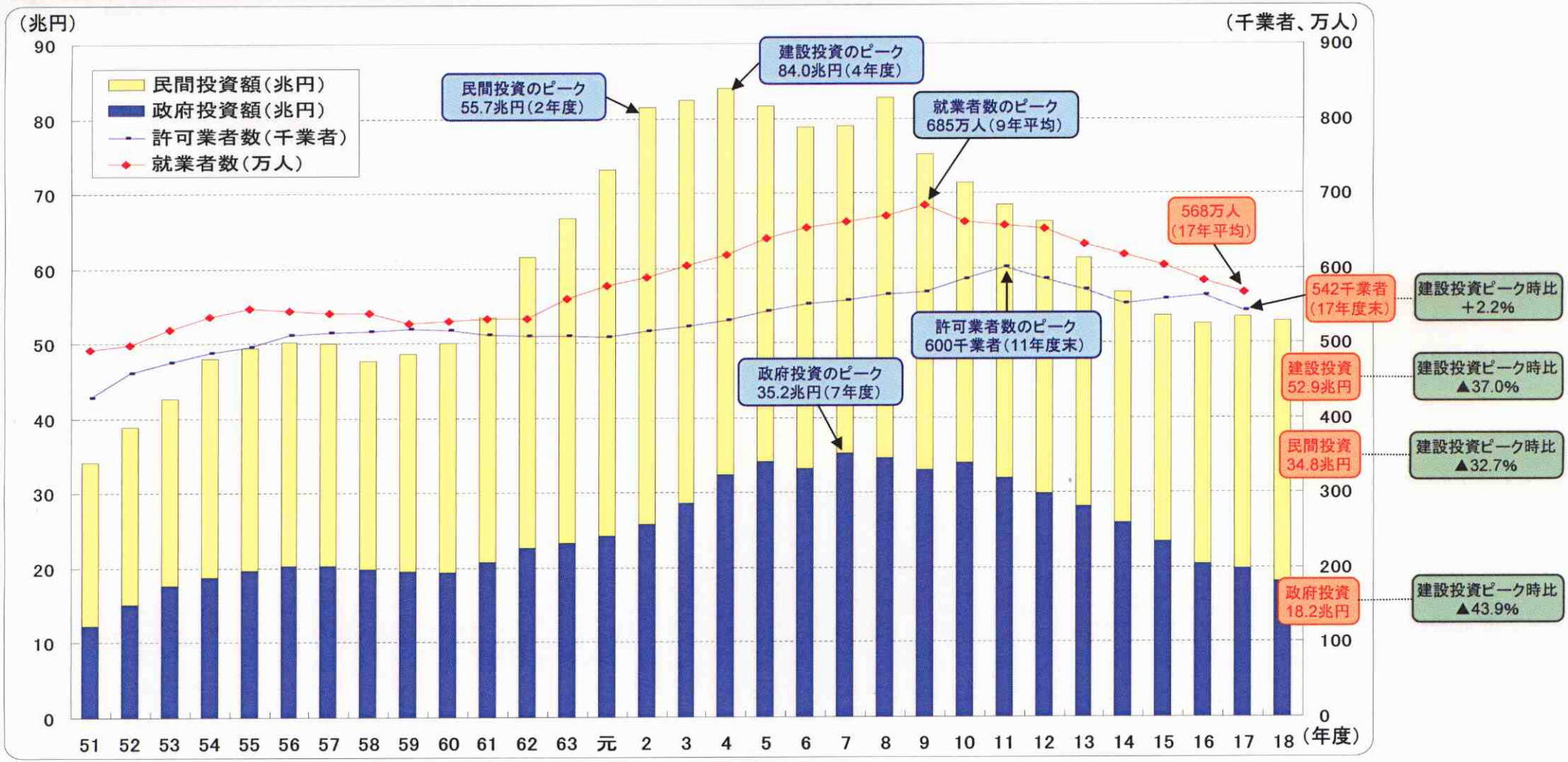

出所：国土交通省「建設投資見通し」、「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」
注1　投資額については平成15年度まで実績、16年度・17年度は見込み、18年度は見通し
注2　許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値
注3　就業者数は年平均